

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
27年 第10号	27.6.5	<p>特別支援学校の「設置基準」策定を求める請願</p> <p>全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数はこの10年間で3万6800人増えている（2014年文科省調査）。この背景には、特別支援学級や特別支援学校における教育への国民的な理解がすすみ、「一人ひとりに見合った丁寧な教育をしてほしい」という保護者等の願いが広がっていることがある。一方学校建設はほとんどすすまず、150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしている。</p> <p>普通教室確保のために、一つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの先生や子どもの声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはならない。図書室や美術室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空間で過ごさざるをえない状況も生まれている。トイレの数さえ足りなくなり、待ちきれなくて失敗する子もあり、子どもの自尊心を傷つけている。</p> <p>全国で不足している教室が、普通教室だけで3963教室（2014年）にのぼることを文科省調査も認めている。</p> <p>こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある「設置基準」が特別支援学校だけがないことである。「設置基準」というのは、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされている。小学校の「設置基準」では、12～18学級が「標準とする」とされ、それ以上は「過大校」という扱いになり、新たな学校建設や増設が検討される。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、普通教室をカーテ</p>	茨城県高等学校教職員組合 執行委員長 石塚 健一	山 中 たい子 江 尻 加 那 上 野 高 志	文教警察	不採択

ンで仕切ったり、特別教室をつぶしてしまったり、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新増設は進んでいない。

以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してほしい。

記

特別支援学校の「設置基準」を策定すること。